

## 履行期間設定実施要領の改定について(R7.4)

(技術調査課)

### 1 概要

適正な履行期間の確保に向けた取組のひとつとして、「履行期間設定実施要領」を策定、令和4年4月1日から試行を開始している。試行を経て、令和5年4月1日から本格運用しており、本要領により発注者が履行期間の妥当性を検証することにより、透明性を確保した適正な履行期間の設定に努めているところである。

令和6年3月29日付けで国土交通省より工期に関する基準の実施の勧告がなされ、自然要因として、猛暑日における不稼働に関する内容が追記された。

県においても、令和7年4月から、工期設定実施要領を改定し、雨休率に猛暑日を考慮するよう改定する。業務委託においても、外業を伴う作業は工事同様に猛暑日の影響を受けることから、本要領において、猛暑日を考慮した履行期間設定とするよう改定する。

### 2 改定案

#### (1) 履行期間設定実施要領

| 箇所               | 内容                    |
|------------------|-----------------------|
| 別紙1、2<br>(不稼働係数) | 不稼働係数に猛暑日を考慮するよう改定する。 |

#### (2) (参考資料) 設計積算システム(履行期間算定機能)

| 箇所 | 内容                               |
|----|----------------------------------|
|    | 履行期間設定実施要領の改定及びシステム画面変更に基づく修正・追記 |

### 3 改定内容

積算システムにおける雨休率について、東部地域：0.8、中部・西部地域：0.9を標準として設定する。

#### 【補足】

猛暑期間(6月～9月)に外業を行う場合は標準値を使用し、猛暑期間外の外業については、これまでどおり猛暑日を考慮しない場合の雨休率(東部・中部・西部全て0.8)を選択し、設定する